

## 業務委託仕様書

### 1 委託の名称

南米秋田県人会活動支援事業業務委託

### 2 目的

南米秋田県人会の若手会員を対象に、会員のルーツである本県の歴史・文化・暮らし等を理解・体験する機会を創出することにより、本県への関心を高め、県人会活動の活性化を図る。

### 3 業務の実施期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

### 4 事業の対象

次に掲げる南米秋田県人会（以下「県人会」という。）の若手会員（18歳～49歳以下）

- ・ブラジル秋田県人会（ブラジル）
- ・アマゾン地域秋田県人会（ブラジル）
- ・在亜秋田千秋会（アルゼンチン）
- ・ピラポ秋田県人会（パラグアイ）

### 5 業務の内容

#### (1) 研修員（県人会の若手会員）の受入

所属する県人会活動に積極的に関わる意思を持つ2名の若手会員を研修員として受け入れ、秋田県内で2週間の研修を実施すること。

なお、受入研修員の決定は、県人会からの推薦に基づき、県が行う。

#### ①研修プログラムの作成及び実施

- ・研修員に秋田を効果的に知ってもらえるようなプログラムを研修全体のコンセプトとともに作成すること。
- ・県民との交流の機会を設けること。
- ・研修初日に研修期間中の留意事項を説明するオリエンテーションを組み込むこと。
- ・研修先との調整、移動手段の確保、アテンドを行うこと。
- ・研修期間中の土曜日及び日曜日は休日とし、プログラムを実施する必要はない。

#### ②研修員の支援

- ・来県に向けて研修員と連絡調整を行い、研修員が来県するための往復チケットの手配を行うこと。
- ・研修員の来県・離県時に引率を行うこと。
- ・研修期間中の宿泊施設を手配すること。
- ・研修員に、一日当たり4,000円の滞在費を支給すること。
- ・研修中における海外旅行傷害保険の加入手続きを行うこと。
- ・必要に応じて研修中の生活上の支援を行うこと。

#### ③動画の作成

- ・県人会活動の活性化につなげるため、研修の概要と成果を他の会員と共有できるような動画を、研修員と共同で作成すること。

#### (2) リモート講座の実施

県人会の若手会員向けに、秋田を深く知るためのオンラインによる講座を開催すること。

##### ①開催回数

1回

##### ②開催時間

概ね1時間30分程度とする。

なお、現地との時差を考慮した時間設定とすること。

③講座のテーマ

県人会からの希望により「秋田県の伝統工芸品とその歴史」を主たるテーマとする。

国指定の伝統工芸品として高く評価されている秋田県の豊かな森林資源や歴史背景を活かした伝統工芸品について学び、若手会員にとって秋田の歴史、伝統等の学びのヒントとなる内容とすること。

④講座の進め方

- ・ディスカッション形式を含めるなど、より理解を深められるように工夫すること。
- ・参加者の理解を深めるため、必要に応じて講師を招くとともに、進行役となるファシリテーターを設置すること。
- ・通訳者を手配すること。

⑤参加申込みと取りまとめ

- ・講座の実施について各県人会に周知するとともに、参加申込みを受け付けること。
- ・参加申込者の情報は、随時取りまとめ、県に共有できる仕組みとすること。

⑥その他

- ・開催に向けて、県人会関係者との各種調整を行うこと。
- ・開催マニュアル、シナリオの作成や関係者を対象とした事前説明を行うこと。
- ・リモート講座当日の運営全般を行うこと。
- ・リモート講座への参加者にアンケート調査を実施し、集計及び分析を行うこと。

## 6 提案・実施に当たっての留意事項

- (1) 提案する内容は、現実的で実効性を備えているものとする。
- (2) 前記5で示した2つの業務内容を連動して実施することで事業全体の効果が上がると考える事項について、積極的に提案すること。
- (3) 提案書には、各業務に関するスケジュール及び実施体制を示すこと。
- (4) 提案に係る経費の内訳を示すこと。
- (5) 本業務の実施に当たっては、業務を指揮する業務実施責任者を1名配置し、迅速に対応できる体制のもと、業務を的確に履行すること。

## 7 業務完了後の提出書類等

受託者は業務終了後、県に対して委託業務完了届と以下の成果品を提出すること。

- (1) 研修員受入とリモート講座の実施内容報告書
- (2) 研修の様子を県人会と共有するための動画
- (3) リモート講座のアンケート結果（集計後の分析結果含む）
- (4) その他県が指示する資料等

## 8 著作権等

- (1) 本業務により制作される成果物の著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。以下同じ）を全て秋田県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 本業務により制作させる成果物について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受託者はその使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (3) 本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別ができない程度の修正を行うこと。また、掲載後の肖像権あるいは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責めを負うこと。
- (4) その他、本業務の実施に当たり、著作権、肖像権、個人情報等を扱う場合は、関係法令を遵守し、適切に対応すること。

## 9 その他

本仕様書に定めのない事項や業務上疑義が生じた場合は、その都度、県と受託者で協議を行う。